

保護者の皆様へ

柴崎保育園・民営化だより

平成 30 年 2 月 27 日 第 3 号

なかなか寒さがゆるんできませんが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、柴崎保育園では平成 32 年 4 月に民営化を予定しており、これまでも説明会を開催していますが、去る 2 月 17 日に第 6 回の柴崎保育園民営化保護者説明会を開催いたしました。

当日は、今までの説明会と同様、立川市が置かれた状況や市立保育園を民営化しなければならない理由のほか、平成 30 年 4 月に民営化する予定の栄保育園の民営化進捗状況や、柴崎保育園民営化事業者選考の方法などについてご説明しました。

当日の主な説明内容と質疑応答につきましては以下のとおりですので、添付した資料（パワーポイントで作成した資料）と合わせてお読みいただければと思います。

なお、説明会では、添付の資料のほか、「市立保育園民営化 Q & A 集」をお配りしましたが、今までにお配りした Q & A 集とほぼ同じ内容のため、配布を希望される方は、園に申し出てお受け取りください。

【説明会での主な説明内容】

（１） 市立保育園の民営化について

① 保育を取り巻く状況と立川市の保育需要等の状況（資料 1・2P 参照）

少子高齢化、核家族化などと言われていますが、女性の社会進出や保護者の就労形態の多様化などにより、保育ニーズは高い状態となっています。また平成 27 年度からは子ども子育て支援新制度が始まり、待機児童問題がクローズアップされてきています。立川市でも平成 27 年度から保育園へ申込される方が増え、待機児童数も増加しており、様々な施策を実施してまいりましたが、29 年度には 144 人の待機児童が発生しています。

立川市では、平成 29 年 4 月現在、市立と私立を合わせて 33 の認可保育所があり、合計で 3,551 人の児童が在園しておりますが、割合としては圧倒的に私立保育園の利用者が多い状況となっています。

その他には、子ども子育て支援新制度の中の小規模保育事業所、家庭的保育者、また都独自の制度である認証保育所などが計 17 施設あり、0～2 歳児を中心に 213 人の児童が在園しています。

また、平成 30 年 4 月には、今までの民営化園の定員増や、新設認可保育所及び分園の設置により、認可保育所の定員が 330 人の増となります。その他にも国が実施している企業主導型保育所等の整備も予定されています。

② 保育所の運営経費と負担割合の推移（資料 2・3P 参照）

保育所の運営経費に関する国・都・市の負担割合の推移をみると、昭和 59 年度までは市立保育園でも国と都から運営経費の 9 割にあたる負担金が補助されていましたが、徐々に制度が変わり、平成 16 年度以降は基本的に私立保育園だけが国・都の補助対象となり、市立保育園に対する市の財政負担が大きくなってきました。

保育園の運営経費については、保護者の皆様にご負担していただいている利用者負担額（保育料）のほかに、国と都からの負担金、及び市による負担金で賄われていますが、市立保育園の場合は国か

らの負担金が0円であり、都の負担金もわずかな額のため、市の負担が非常に大きくなっています。

③ 立川市の財政状況と行財政改革（資料3・4P参照）

立川市では近年、市税収入について大きな増加はなく、ほぼ横ばいか若干の減少傾向となっています。また、保育園の運営経費や生活保護、障害者福祉などに使われる社会保障関係経費が以前と比べると大幅に増加していることから、今後どのように市政運営を進めていくかが非常に難しい課題となっています。

このため、立川市でも様々な行財政改革に取り組んでいますが、その中に民間活力の活用というものがあります。従来、市が直接運営していた施設についても、可能な範囲で民間による運営に委ね、サービスの向上や効率的な運営を図ることにしており、市立保育園の民営化も、行財政改革の取組の一環として進めているものです。

④ 民営化の実施理由・効果、経過と予定、対象園選定理由（資料5・6P参照）

民営化を実施する理由としては、前述しました市の厳しい財政事情や市立保育園に対する国や都の財政支援の廃止のほか、老朽化した施設の建て替え等が容易になること等が挙げられます。市立保育園のままだでは市の財政状況等から建替えは難しいのですが、民間に委ねれば、工事費等に対して国からの補助金が交付されることで改築等が容易になり、定員を増やしたり延長保育の時間拡大などサービス向上も図れることから、民営化を進めることになったものです。

また、民営化によって生まれた財源については、待機児童解消のための施設整備や子育て支援の施策等に活用しており、これまでも私立保育園の新設等を行って定員枠を拡大しているほか、延長保育や産休明け保育、育休明け入園予約制度などに補助金を出して保育サービスの充実を図っています。

民営化については、平成20年3月に市立保育園11園のうち5園を民営化することを決め、1園目として平成23年4月に西砂保育園を民営化し、その後西砂保育園の検証を行った上で平成26年4月に見影橋保育園、平成28年4月に江の島保育園を民営化しました。今後は平成30年4月に栄保育園、平成32年4月に柴崎保育園を民営化する予定です。なお、民営化の対象園については、地域的なバランスや園舎の老朽度など様々な観点から評価をし、決定しています。

⑤ 民営化による変更点と影響や不安への対応（資料6・7P参照）

民営化した場合の大きな変更点は、運営主体が市から事業者（社会福祉法人）に変わり、それによって保育する者も市の職員から事業者の職員に変わるという点です。職員の配置人数については市の基準に基づきますので大きく変わることはありません。また、利用者負担額（保育料）や入園・継続の申請についても、もともと市立と私立保育園の間で違いはありませんので、変更はありません。

園舎につきましては、民営化された後、保育が落ち着くまで一年程度は現園舎を使用する見込みで、その後、改築を始めていく予定です。

また、保育を行う者が変わるということは子どもたちにも影響がありますし、保護者の不安もありますので、「立川市立保育園民営化ガイドライン」に基づいて、引継ぎ保育（6カ月）や合同保育（原則3カ月）を実施するとともに、民営化を行う事業者と保護者の皆様と市で行う三者懇談会の開催や、三者懇談会の内容等をまとめた民営化だよりの発行なども行っています。

（2） 民営化移行のスケジュールと実施事項について

① 民営化のスケジュールと三者懇談会の内容（資料7・8P参照）

民営化のスケジュールについて、栄保育園では民営化2年前の平成28年4月に事業者選考委員会を設置して、事業者の公募、選考を進めました。その後、引継ぎ準備期間を経て、平成29年10月から引継ぎ保育を実施し、平成30年4月に民営化する予定です。

三者懇談会は事業者決定後から定期的に開催し、1回目に事業者の紹介をしたあと、2回目のクラ

ス懇談会の中で事業者の保育内容等をご説明しました。その後は概ね2か月に1回の割合で開催し、様々な意見交換をしながら、民営化に向けて準備を進めています。

三者懇談会の回数等は各園の状況によって変わりますが、柴崎保育園でも概ね栄保育園と同様のスケジュールで進めていきたいと考えています。

② 引継ぎ保育の実施状況と合同保育の実施予定（資料8・9P 参照）

引継ぎ保育は、事業者の保育士と子どもたちが信頼関係を築き、安心して民営化を迎えていただくというのが一番の目的です。栄保育園では、民営化の6か月前、平成29年10月から、園長と主任保育士、各クラスの担任保育士予定者が原則週4日の勤務で引継ぎ保育に入り、子どもたちと接しています。また行事や早番・遅番の勤務も行い、保護者の皆様と顔を合わせる機会も作っています。さらにこの2月からは、事業者の看護師や栄養士等も業務の引継ぎを行います。

栄保育園の引継ぎ保育における子どもたちの様子については、最初は事業者の保育士の様子を伺っている子もいましたが、そのうちに信頼できる相手だと認識したようで、事業者の保育士も今までの栄保育園の保育士と同じように子どもたちに受け入れられているとのことでした。1月になると、子どもたちもすっかり慣れてきており、事業者の保育士を追い掛け回している子どももいるというお話もありました。今後も引き続き良い関係づくりを行っていくよう努めています。

合同保育では、4月に民営化されたあと、市立保育園の時の園長又は副園長、及び乳児担任1人・幼児担任1人の計3人が栄保育園に残り、事業者をサポートします。原則3カ月間を予定していますが、特別な事情がある場合等は、最長1年まで期間を延長することがあります。

柴崎保育園でも、同様の内容で進めていく予定です。

③ 園舎の改築・改修、延長保育の時間拡大（資料10P 参照）

民営化においては、事業者を募集する段階で、民営化後の一定期間内に定員を30人程度増やした園舎に改築していただくことを義務付けています。柴崎保育園については民営化の翌年度で、保育が落ち着く平成33年度あたりの改築を考えており、改築後は110人程度の規模の園舎になる見込みですが、実際の改築の規模や時期、仮設園舎の場所等につきましても、三者懇談会の中で保護者の皆様の意見も伺いながら、決めていくこととなります。

また、民営化を行う事業者は応募にあたり、延長保育時間について1時間以上に拡大する提案をすることになっています。栄保育園では通常の保育時間を変更した上で、延長保育時間を従来の30分から1時間に拡大しました。柴崎保育園の民営化においても、延長保育および通常保育の時間設定については、事業者の提案内容を踏まえ、三者懇談会等で保護者の皆さんからご意見をいただいた上で決定していくことになります。

（3） 運営事業者の選考について

① 事業者選考委員会の設置と選考スケジュール（資料11P 参照）

事業者選考にあたりましては、第三者による事業者選考委員会を設置します。委員会では、保育に関する学識経験者と会計士又は税理士等、認可保育園の園長経験者各1名と、民営化する保育園に通う児童の保護者3名の、計6名で構成して審査を進めていただきます。

今後の事業者選考のスケジュールとしては、まず事業者選考委員会の保護者委員の方を募集いたします。保護者の方のご意見を事業者選考に反映するため、ぜひともご応募いただけますようお願いいたします。4月以降は概ね資料に記載のスケジュールに沿って計8回選考委員会を開催して事業者を決定していく予定です。事業者選考委員会は、公開プレゼンテーションと現地審査を除き、現在のところ平日夜間開催を想定しています。

② 事業者の選考方法と審査基準、栄保育園の選考結果（資料12・13P 参照）

選考方法については、第1次と第2次審査を行います。第1次審査としては書類審査を行い、事業

計画の内容や事業者の財務状況などを評価し、3者以内を第1次審査通過者とします。次に第2次審査として、公開プレゼンテーションや選考委員によるヒアリング、法人が運営する保育園の実地審査を行い、総合的に評価して決定します。公開プレゼンテーションは日曜日、実地審査は平日午前中を予定しています。

審査基準については、これまでに民営化した園の基準を基に、選考委員会で協議して決定していただきますが、栄保育園の場合には資料に記載の評価項目に基づいて審査を行い、それを点数化して合計点が一番高い事業者を運営事業者に決定しました。

なお、栄保育園の事業者選考においては、最終的に参加申し込みをした事業者は2事業者で、第1次審査では両事業者とも一定の評価を得たため第2次審査に進み、最終的に、第2次審査において保育内容が高く評価された、社会福祉法人修敬会（青梅市）が運営事業者に選定されました。

【主な質問と回答】

Q 1. 延長保育について、通常の保育時間が変更となることなどにより、延長保育の設定時間が変わった場合でも、民営化前から在園している園児については、民営化後も同じ時刻までの利用であれば延長保育料金は変わらないようにするとのことだが、それは期間に限りがあるのか。（20.民営化後の延長保育等）

A 1. 栄保育園では、民営化前から在園しているお子さんについては、在園している限り、卒園するまでの期間は延長保育料金は変わらないようにすることとしています。柴崎保育園でも延長保育の設定時間等が変更になった場合等は、同様の取扱いにする見込みです。

Q 2. 以前の説明会では、運営事業者の対象は、立川市内の私立保育所を運営している法人と聞いた気がするが、募集をする法人の所在地等の条件は定めるか。

A 2. 栄保育園では、立川市内の法人に限らず、東京都内で認可保育所の運営実績がある社会福祉法人としました。柴崎保育園の場合は、事業者選考委員会の中で定めていくこととなります。

Q 3. 要望として、園舎改築後は定員が増えるとのことだが、建物の階数や送迎の時の対応など、配慮をしてほしい。

A 3. 実際に改築を行うときには、設計について事業者と保護者の皆様とで話し合いをしていただくことになり、そこに市も入って議論を進めていくこととなります。

Q 4. 民営化した年は現在の園舎を使用するとのことだが、定員はその時に増えるのか。

A 4. 現在の園舎を使用している間は定員は増やしません。改築等で保育室等の面積が増えたときに、基準に従い、定員を増やしていくこととなります。

民営化に関する問い合わせ

立川市子ども家庭部保育課
電話番号 042-523-2111 内線 1320 FAX 番号 042-528-4356
電子メール hoiku@city.tachikawa.lg.jp
民営化相談専用メール enkatuiko_hoikusodan@city.tachikawa.lg.jp